

## 廃棄物減量等推進員要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年茨木市条例第18号）に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの減量化と再資源化に関する施策への協力
- (2) 本市が行う住民啓発活動への協力
- (3) ごみの適正な排出の指導及び啓発
- (4) ごみの減量化、再資源化等に関する地域の要望、提言等の市への伝達

(委嘱)

第3 推進員は、自治会又はその他の団体からの推薦を受け、市長が委嘱する。

(定員)

第4 推進員の定数は、原則として1団体1人とする。

(任期)

第5 推進員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6 推進員に関する庶務は、産業環境部において行う。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から実施する。

この要綱の実施後、最初に委嘱する推進員の任期は、第6の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。